



命 令 書

大阪府中央区

申立人 X
代表者 幹事会議長 A

大阪府東住吉区

被申立人 Y
代表者 理事長 B

上記当事者間の平成18年(不)第5号事件について、当委員会は、平成19年5月23日の公益委員会議において、会長公益委員若林正伸、公益委員高階叙男、同浅羽良昌、同片山久江、同中川修、同西村捷三、同前川宗夫、同松尾精彦、同八百康子、同山下眞弘及び同米澤広一が合議を行った結果、次のとおり命令する。

主 文

- 1 被申立人は、申立人に対し、 Z 及び Z 短期大学部大阪学舎の組合掲示板について、従前設置されていた場所である Z 11号館1階及び Z 短期大学部大阪学舎2号館1階それぞれに相当する場所に、貸与しなければならない。
- 2 被申立人は、申立人に対し、下記の文書を速やかに手交しなければならない。

記

年 月 日

X
幹事会議長 A 様

Y
理事長 B

当法人が行った下記の行為は、大阪府労働委員会において、労働組合法第7条第2号及び第3号に該当する不当労働行為であると認められました。今後このような行為を繰り返さないようにいたします。

- 1 貴組合掲示板を、貴組合と設置場所についての協議を尽くさずに、従前設置されていた場所である Z 11号館1階及び Z 短期大学部大阪学舎2

号館1階に相当するとはいえない場所に移転したままにしていること。

- 2 平成17年7月27日付け及び同年9月12日付けで貴組合から申入れのあった団体交渉に応じなかったこと。

事 実 及 び 理 由

第1 請求する救済内容の要旨

- 1 移転した組合掲示板の原状回復
- 2 誠実団体交渉応諾
- 3 陳謝文の掲示

第2 事案の概要

- 1 申立ての概要

本件は、被申立人が、①通路に面して設置されていた2か所の組合掲示板を、労働協約に違反して、申立人に無断で、講師控室内に移転したこと、②組合掲示板移転後に申立人が申し入れた団体交渉に誠実に対応しなかったこと、がそれぞれ不当労働行為に該当するとして申し立てられた事件である。

- 2 前提事実（証拠により容易に認定できる事実を含む。）

(1) 当事者等

ア 被申立人 Y (以下「学院」という。)は、肩書地に法人本部を置き、大阪府南河内郡河南町において Z (以下「Z」という。)、肩書地及び兵庫県伊丹市において Z 短期大学部(以下「短大部」という。)、などを経営する学校法人で、その教職員数は、本件審問終結時、専任職員は約520名のうち教育職員は約390名であり、非常勤職員は約800名のうち非常勤講師は約600名である。

イ 申立人 X (以下「組合」という。)は、主に大阪府内の私立学校の教職員等で構成されている個人加盟の労働組合であって、肩書地に主たる事務所を置き、本件審問終結時における組合員数は約2,200名である。なお、学院には、昭和39年頃結成された Z 教職員組合と称する組合の分会(以下「分会」という。)があり、組合は、分会の役員を除き、分会の組合員(以下「分会員」という。)の人数、氏名などを、学院に明らかにしていない。

(2) 組合掲示板の移転について

ア Z の組合掲示板の移転について

(ア)平成17年1月21日、学院は、組合に対し、大阪府福祉のまちづくり条例(平成4年大阪府条例第36号)に基づき監督官庁に既存施設の改善計画の届出を行っており、既存施設のバリアフリー対策の推進を図る改修工事を実施予定であ

るとして、 Z 11号館 1階通路に設置されている組合掲示板（以下、 Z の組合掲示板を「 Z 掲示板」といい、 Z 11号館 1階の Z 掲示板が設置されていた場所を「旧 Z 掲示板設置場所」という。）を移転したい旨記載した「申し入れ書」と題する文書（以下「1.21学院申入書」という。）を提出した。

（甲 3、甲11、乙 5 の 3、乙16、証人 C 、証人 D ）

（イ）平成17年 5月 3日、 Z 11号館の改修工事が開始され、学院は旧 Z 掲示板設置場所から Z 掲示板を撤去した。なお、学院は、同年 3月23日に、 Z 9号館 3階講師控室内及び同11号館 2階の講師控室内に、新たに Z 掲示板を設置した（以下、 Z 9号館 3階講師控室内の Z 掲示板が設置されている場所を「9号館新 Z 掲示板設置場所」といい、同11号館 2階講師控室内の Z 掲示板が設置されている場所を「11号館新 Z 掲示板設置場所」といい、9号館新 Z 掲示板設置場所と11号館新 Z 掲示板設置場所を併せて「新 Z 掲示板設置場所」という。）。)

（乙 5 の 2、乙 5 の 3、乙 5 の 5、乙16、証人 D ）

イ 短大部大阪学舎の組合掲示板の移転について

（ア）平成17年 4月21日、学院は、組合に対し、短大部大阪学舎 2号館 1階の組合事務室（以下、短大部大阪学舎の組合事務室を「短大部組合事務室」という。）及び組合事務室の外壁の通路に設置されていた組合掲示板（以下、短大部大阪学舎の組合掲示板を「短大部掲示板」といい、短大部大阪学舎 2号館 1階の短大部掲示板が設置されていた場所を「旧短大部掲示板設置場所」という。）を移転する旨記載した「申し入れ書」と題する文書（以下「4.21学院申入書」という。）を提出した。

（甲 7、甲11、乙 6 の 2、乙16、証人 C 、証人 D ）

（イ）平成17年 7月11日、学院は、短大部組合事務室を、短大部大阪学舎 2号館 1階から同 2号館 3階に移転した。

（甲11、乙16、証人 C ）

（ウ）平成17年 7月20日、学院は、旧短大部掲示板設置場所から短大部掲示板を撤去し、同月21日、短大部大阪学舎 1号館 1階講師控室内に、新たに短大部掲示板を設置した（以下、短大部大阪学舎 1号館 1階の短大部掲示板が設置されている場所を「新短大部掲示板設置場所」という。）。)

（甲11、乙 6 の 2、乙16）

（3） Z 掲示板及び短大部掲示板の移転後の経過について

組合は、学院に対し、 Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関して、平成17年 7月27日に「組合掲示板撤去に関する抗議文と団体交渉の要求について」と題する文

書（以下「7.27団交申入書」という。）により、また、同年9月12日に「団体交渉拒否（組合掲示板撤去）に対する抗議文」と題する文書（以下「9.12団交申入書」という。）により、団体交渉（以下「団交」という。）の開催を求めたが、学院は、いずれの文書に対しても回答を行わなかった。

（甲8、甲9、甲11、乙16、証人 C、証人 D）

（4）組合事務室及びビラ貼付場所に係る労働協約について

昭和51年3月8日、組合と学院との間の、大阪府地方労働委員会昭和50年(不)第52号事件、同年(不)第110号事件及び同年(不)第95号事件を一括して解決するための和解において結ばれた「協定書」には、「組合事務室、ビラ貼付場所について」として、次のとおり記載されている（以下、この「協定書」中、組合事務室及びビラ貼付場所について定めている部分を「本件協定」という。）。

なお、下記の「協定書」文中の「被申立人」とは学院のことであり、「申立人組合」とは組合のことであり、「 J 分会」とは分会のことであり、「 K 短期大学」とは本件審問終結時の短大部のことである。

「 協定書

（略）

5. 組合事務室、ビラ貼付場所について

①被申立人は申立人組合の J 分会に対し、 Z 0 号館旧宿直室を組合事務室として無償貸与する。

②組合ビラの貼付場所については、同分会は Z においては、組合掲示板（11号館正面道路南壁面、縦1.5m、横3m）、11号館講師控室内部壁面、同号館教職員食堂内部壁面以外には貼付しない。また K 短期大学内においては組合掲示板（縦1.5m、横3mに拡張）、講師控室内部壁面以外には貼付しない。

（略）

（甲1、甲2、甲11、証人 C）

第3 争 点

1 Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関する学院の対応は支配介入に該当するか。

（1）申立人の主張

ア Z 掲示板について

学院は、平成17年5月3日、 Z 11号館の改修工事を理由として、旧 Z 掲示板設置場所から Z 掲示板を一方向的に撤去した。これは、本件協定を無視して行われたものである。学院は1.21学院申入書により本件協定の解約を予告し、1.21学院申入書を組合に提出してから90日経過することによって本件協定は解約され

た旨主張するが、1.21学院申入書は労働協約の解約を予告する形式をとったものではなく、本件協定は解約されていない。

また、学院は、同年3月15日に予定されていた団交を、同月14日に組合が理事会に申入書を提出するという非常識なことをしたとして、一方的に拒否したため、組合の意見を全く聞かなかった。なお、組合は Z 11号館の改修工事期間中の Z 掲示板の移転に限って同意していたが、改修工事終了後も含めた移転には同意していない。

さらに、旧 Z 掲示板設置場所と新 Z 掲示板設置場所とでは、多数の教職員の目に触れるかどうかという宣伝効果の面で、おのずと大きな違いがある。

なお、学院は、①旧 Z 掲示板設置場所である Z 11号館1階通路は、Z の玄関口となっており外来者を迎え入れる場所という色彩を強めており、主として教職員を対象とする組合掲示板の設置場所としてふさわしい場所ではなくなっている、②旧 Z 掲示板設置場所はスロープに面する位置となっており、Z 掲示板の掲示物を閲覧するものがスロープ上に立ち止まることは往来の妨げになり危険である、との理由から、Z 掲示板を旧 Z 掲示板設置場所に設置することはできない旨主張するが、Z 掲示板を旧 Z 掲示板設置場所に設置することは本件協定によって従前から定められたものであり、スロープは旧 Z 掲示板設置場所の正面に設置されていないため、これらはまったく取って付けた理由にすぎない。

したがって、学院が Z 掲示板を移転したことは、露骨な組合敵視の不当労働行為である。

イ 短大部掲示板について

学院は、平成17年7月20日、旧短大部掲示板設置場所から短大部掲示板を一方的に撤去した。これは、本件協定を無視して行われたものである。本件協定には、短大部掲示板に関する記載こそないが、短大部大阪学舎には本件協定に先立って短大部掲示板が存在していたのであるから、これを追認する形で本件協定の中に盛り込まれているものである。4.21学院申入書は、労働協約の解約を予告する形式をとったものではなく、本件協定は解約されていない。

また、組合は短大部掲示板の移転に同意しておらず、短大部掲示板の設置場所については、団交で検討することとしていた。

さらに、旧短大部掲示板設置場所と新短大部掲示板設置場所とでは、多数の教職員の目に触れるかどうかという宣伝効果の面で、おのずと大きな違いがある。

なお、学院は旧短大部掲示板設置場所には短大部通信教育部事務室入口の両開きの扉が設置されたため短大部掲示板を戻すことはできない旨主張するが、短大

部通信教育部事務室の扉が両開きとなっても短大部掲示板を撤去する理由は見出せないし、そもそも両開きとする理由も見出せない。

したがって、学院が短大部掲示板を移転したことは露骨な組合敵視の不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

ア Z 掲示板について

学院は、Z 掲示板の設置場所を定めた本件協定の成立から約30年が経過し、Z 構内の状況も変化したことから、Z 11号館の改修工事を機に本件協定を解約して Z 掲示板を移転するため、組合に対し1.21学院申入書を提出し、改修工事終了後の設置場所も含めた Z 掲示板の移転を申し入れるとともに、本件協定の解約を予告した。学院が本件協定に定められた場所から Z 掲示板を撤去したのは、本件協定が解約された後である。

また、平成17年3月15日に Z 掲示板の移転に関する団交が開催される予定であったが、組合から学院の団交担当者である Z 事務局長の D (以下「D 事務局長」という。)を団交に出席させないよう要求する申入れがあったため、組合が不当な条件を申し入れて事実上団交を拒否したものと判断し、組合に団交を行わない旨連絡し、同日の団交は開催されなかった。もっとも、組合は、1.21学院申入書による Z 掲示板の移転の申入れが Z 11号館の改修工事終了後も含めた移転であることを理解していた。

さらに、多数の教職員の目に触れて宣伝効果を上げる点では、旧 Z 掲示板設置場所よりも新 Z 掲示板設置場所の方が勝っており、Z 掲示板の移転は、組合に不利益となるものではない。

なお、現在、①旧 Z 掲示板設置場所である Z 11号館1階通路は、Z の玄関口となっており外来者を迎え入れる場所という色彩を強めており、主として教職員を対象とする組合掲示板の設置場所としてふさわしい場所ではなくなっている、②旧 Z 掲示板設置場所はスロープに面する位置となっており、Z 掲示板の掲示物を閲覧するものがスロープ上に立ち止まることは往来の妨げになり危険である、との理由から、Z 掲示板を旧 Z 掲示板設置場所に設置することはできない。

したがって、学院が Z 掲示板を移転したことは、不当労働行為には当たらない。

イ 短大部掲示板について

学院は、短大部の通信教育部事務室の拡充に伴い、旧短大部掲示板設置場所を通信教育部事務室の両開きの扉とするため、組合に対し4.21学院申入書を提出し、

短大部掲示板の移転を申し入れた。本件協定は短大部掲示板の設置場所を指定していないが、本件協定が短大部掲示板の設置場所に関する協定を含むとしても、学院は4.21学院申入書により本件協定の解約を予告しており、学院が短大部掲示板を撤去したのは、本件協定が解約された後である。

また、学院は、組合に対し、平成17年5月23日、同年6月9日及び同月20日に開催された団交において、短大部掲示板の移転を通告し、誠意をもって組合と協議してきた。

さらに、多数の教職員の目に触れて宣伝効果を上げる点では、旧短大部掲示板設置場所よりも新短大部掲示板設置場所の方が勝っており、短大部掲示板の移転は、組合に不利益となるものではない。

なお、現在、旧短大部掲示板設置場所には、短大部通信教育部事務室入口の両開きの扉が設置されたため、短大部掲示板を戻すことはできない。

したがって、学院が短大部掲示板を移転したことは、不当労働行為には当たらない。

2 Z 掲示板及び短大部掲示板の移転後、これらの掲示板の設置場所に関する団交における学院の対応は、不誠実団交に当たるか。

(1) 申立人の主張

平成17年7月27日、組合は学院に対し7.27団交申入書を提出し、Z 掲示板及び短大部掲示板の無断撤去に関する団交の申入れを行ったが、学院はこの申入れの回答期限である同年8月6日までに回答をしなかった。また、同年9月12日、組合は学院に対し9.12団交申入書を提出し、7.27団交申入書に回答がないことを厳しく抗議するとともに、再度、団交の申入れを行ったが、学院はこれに対しても、何らの回答をしなかった。

この点、学院は、同年5月23日、同年6月9日及び同月20日に開催された団交等において、Z 掲示板及び短大部掲示板の移転について、誠意をもって組合と協議してきた旨主張する。

しかしながら、上記団交等において、学院は、学院が一方的に判断して適当とする講師控室内への組合掲示板の設置にこだわり続け、組合からの要求に耳を傾けようとしなかった。このような学院の団交態度は、いったん決めてしまった組合掲示板の移転を承認するかしないかの二者択一を組合に迫るものであって、組合とのまともな協議を求めるものではなく、このような不誠実団交を何度繰り返しても、学院は、団交応諾義務を果たしたことはない。

また、学院は、同年11月21日に団交を開催したので、学院が7.27団交申入書及び9.12団交申入書に回答しなかったことが不当労働行為に該当するとしてもすでに救

済の利益がない旨主張する。

しかしながら、上記のような不誠実団交を何度繰り返しても、団交応諾義務を果たしたことはない。

したがって、Z 掲示板及び短大部掲示板の移転後、これらの掲示板の設置場所に関する団交における学院の対応は、不当労働行為である。

(2) 被申立人の主張

学院は、平成17年7月27日及び同年9月12日に組合が申し入れた組合掲示板撤去（実際には組合掲示板移転）に関する団交には応じなかったが、学院がこれらの団交申入れに応じなかったのは、その交渉事項がそれ以前に行われた3回の団交の内容と重複することが明らかであったためである。

すなわち、同年5月23日、同年6月9日及び同月20日に開催された団交において、Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関して学院は誠意をもって組合と協議をしてきた。学院は1.21学院申入書及び4.21学院申入書に組合掲示板を移転する具体的な理由を明記してその必要性を説明し、かつ、これら3回の団交においても同様に説明し承認を求めた。しかしながら、組合は、本件協定を締結しているとの理由から、一切建設的な協議に応じる姿勢を示さなかった。このように、組合掲示板の移転については3回にわたる団交を経過し、これ以上の協議を重ねる意義は見出し難い状況となっていたものであり、学院はこの件に関して既に誠実に団交する義務を果たしたものである。

また、その後の同年11月21日に開催された団交において、組合はZ 掲示板及び短大部掲示板の移転について抗議したが、学院はこの団交においてもZ 掲示板及び短大部掲示板の移転について説明し、組合の理解を求めた。したがって、仮に学院が同年7月27日及び同年9月12日に組合が申し入れた団交に応じなかったことが不当労働行為に該当したとしても、組合には、すでに救済を求める利益はない。

したがって、Z 掲示板及び短大部掲示板の移転後、これらの掲示板の設置場所に関する団交における学院の対応は、不当労働行為には当たらない。

第4 争点に対する判断

1 争点1（Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関する学院の対応は支配介入に該当するか。）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 組合掲示物と学院の対応

(ア) 平成12年6月9日、Z の教授会において、Z 掲示板の掲示物の中には、内容が教育環境にふさわしくないものもあり、学生の確保に悪影響を及ぼすおそれがあり、学外者の目に触れないよう配慮すべきである旨の意見が出た。

(乙16、証人 D)

(イ) 平成13年以降、学院は、Z の夏期講習会、キャンパス見学会、学園祭、入学試験、卒業式など学外者が来訪する大学行事の際には、組合に対して、Z 掲示板に掲示されたビラの取外しを申し入れ、組合は、大学行事の期間中、掲示物を取り外す、あるいは、掲示物に覆いをする、という対応を行ってきた。また、組合は、大学行事に際して、自主的に掲示物を取り外したり、掲示物に覆いをしたりすることがあった。なお、組合は、組合掲示物において、学内の問題のほか、私学助成の問題等の私立学校全体の問題についても、取り上げてきた。

(甲10、甲11、乙16、証人 C 、証人 D)

イ Z 掲示板移転に係る経緯

(ア) 昭和51年3月8日に結ばれた本件協定を受けて、Z 掲示板が、旧 Z 掲示板設置場所に設置された。

当時、旧 Z 掲示板設置場所は、Z 11号館1階にあった講師控室の外壁部分に該当し、通路に面した場所にあった。なお、学院は、昭和56年に講師控室を同9号館3階及び同11号館2階に移転した。

(甲11、乙1、乙2、乙16、証人 C 、証人 D)

(イ) 平成17年1月21日、学院は、組合に対し、次のとおり記載された1.21学院申入書を提出した。なお、下記の文中の「9号館2階」は「9号館3階」の誤記である。

「 Z に設置する教職員組合掲示板の移転について

本学院では、「大阪府福祉のまちづくり条例（平成4年10月28日制定・施行大阪府条例第36号）」に基づく障害者、高齢者等が社会参加の機会を奪う様々な障壁を取り除くことにより総ての人が自らの意志で自由に移動ができ、社会に参加できる福祉のまちづくりを進めるとの主旨による行政指導を受けて、所謂バリアフリー対策の推進を図るため、2010年度までに対象となる既設建物の改修・改善の実施に向けて努力する旨、所管の監督官庁に届け出ている。

因って平成17年度に於いては、学生、教職員、外来者の往来が最も多い事務局棟である11号館をその対象として、階段部分のスロープ化、エスカレーター・エレベーターの設置、外来者及び通信教育スクーリング受講生等への大学インフォメーション用設備等設置に伴う11号館入口及び壁面部分等、耐震構造化を含む大規模な改修工事を実施予定である。

については、貴組合掲示板の設置場所がその対象区域なので、標記の件について下記のとおり申し入れる。

記

1. 対象掲示板

Z 11号館1階教職員組合掲示板

2. 移転場所

11号館2階講師控室及び9号館2階（原文のママ）講師控室 計2ヶ所
但し、掲示板面積は現状面積を2等分したものを各控室に設置するものとする。

3. 回答期日

工事着工準備の都合上、当申入れ書に対する結論を平成17年1月31日までに回答されたい。

以上」

（甲3、甲11、乙16、証人 C 、証人 D ）

（ウ）平成17年2月11日、組合は、学院に対し、①改装工事の日程等詳しく聞きたい旨、②組合として現時点では、掲示板の移転の必要があるとは思えない旨、③学院側提案の移転場所（壁面）について適切ではないと考えている旨、などを記載した「 Z 11号館教職員組合掲示板移転の申し込みに対して」と題する文書を提出し、1.21学院申入書について団交による話し合いを行うよう申入れを行った。

同年3月7日、学院は、組合に対し、同月15日に団交を開催したい旨、電話により回答した。

同月14日、組合が、学院に対し、①学院の D 事務局長の団交への出席について善処を求める旨、②同月15日に開催される団交において、 Z 掲示板の移転について協議する旨、などを記載した「申し入れ書」と題する文書（以下「3.14組合申入書」という。）を提出した。

同月15日、学院は、組合に対し、3.14組合申入書には D 事務局長の団交への出席を拒否すると記載されており、組合による団交拒否と受け止めざるを得ないため、同日に予定されている団交は開催しない旨、電話により通知（以下「3.15通知」という。）を行った。なお、同日の団交は、開催されなかった。

同月16日、組合は、学院に対し、3.15通知に対して抗議するとともに団交の開催を要求する旨記載した「抗議文」と題する文書を提出した。

（甲4～甲6、甲11、乙16、証人 C 、証人 D ）

（エ）平成17年3月23日、学院は、新 Z 掲示板設置場所に Z 掲示板を設置した。

本件審問終結時、11号館新 Z 掲示板設置場所である Z 11号館2階講師控室内には、 Z の事務職員以外の教職員のメールボックスが設置されている。

なお、新 Z 掲示板設置場所である Z 9号館3階講師控室及び同11号館2階講師控室は、使用されない時間帯は施錠されている。

(甲11、乙5の2、乙5の5、乙16、証人 C、証人 D)

(オ) 平成17年4月下旬、D 事務局長は、分会の組合員 E (以下「E 組合員」という。) に対し、Z 11号館改修工事図面を手交し、①改修工事が同年5月3日に着工すること、②改修工事はバリアフリー対策及び既設建物の耐震化を図るためのものであること、などを説明した。これに対し、E 組合員は、「大変ですね。分かりました」などと述べた。

(乙12、乙13、乙16、証人 D)

(カ) 平成17年5月3日、Z 11号館の改修工事が開始され、学院は旧 Z 掲示板設置場所の Z 掲示板を撤去した。

(乙16、証人 D)

(キ) 本件審問終結時において、Z 11号館の改修工事は終了している。Z 11号館改修工事後、同号館1階通路の階段はスロープ化され、同号館には Z のインフォメーションが設置された。また、旧 Z 掲示板設置場所付近には、陶板の壁画が設置されている。

(甲10、乙5の1、乙15、乙16、証人 D)

ウ 短大部掲示板移転の申入れに係る経過

(ア) 昭和51年3月8日に本件協定が結ばれる以前から、短大部掲示板は、通路に面した場所である旧短大部掲示板設置場所に設置されていた。

(甲11、乙6の2、乙16、証人 C、証人 D)

(イ) 平成17年4月21日、学院は、組合に対し、次のとおり記載された4.21学院申入書を提出した。なお、下記の文中の「 Z 短期大学部2号館」とは短大部大阪学舎2号館のことである。

「 Z 短期大学部に設置する教職員組合事務室及び掲示板の移転について

Z 短期大学部通信教育部における学生数は、平成17年4月現在4,000名前後と過去最高の在学者数になっている。その業務量の増加に伴い事務室の拡大・改修の必要性があり、また、通信教育部在学生への配本、スクーリング受講生の学習相談等のサービス向上のため、通信教育部事務室拡張に伴う改修工事を実施予定である。

については、貴組合事務室及び掲示板の設置場所がその対象場所なので、下記のとおり移転を申し入れる。

記

1. 対象事務室及び掲示板

Z 短期大学部2号館1階教職員組合事務室(36.18㎡)

2. 移転場所

Z 短期大学部2号館3階ゼミ室(2-301、72.36㎡)

以上」

(甲7、甲11、乙16、証人 C、証人 D)

エ Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関する団交等

(ア) 平成17年5月23日、組合と学院との間で団交(以下「5.23団交」という。)が開催された。5.23団交において、学院は、「(労働協約について)当事者が一方的に90日前3か月前に解約できる法律があるらしい」などと述べた上で、①Z 掲示板を新 Z 掲示板設置場所に設置したい旨、②4.21学院申入書を組合に提出したのは、通信教育部の学生数が増えてきたため、通信教育の書類、書庫など作業するところが足りなくなってきたためである旨、述べた。これに対し、組合が、Z 掲示板を11号館新 Z 掲示板設置場所に設置することは了解するが、もう一か所の設置場所は、9号館新 Z 掲示板設置場所ではなく、Z 11号館2階通路にしてもらいたい旨述べたところ、学院は、「(通路には Z 掲示板を掛けるよりも、)いい絵でも掛けてるほうがずっといいですよ」などと述べた上で、同号館の改修工事が終了した後であっても、Z 掲示板を旧 Z 掲示板設置場所に設置することは極めて難しい旨述べた。

また、組合は、4.21学院申入書について、短大部掲示板を移転しなければならない理由がよくわからない旨述べた。

(甲11、乙8、証人 C、証人 D)

(イ) 平成17年6月9日、組合と学院との間で団交(以下「6.9団交」という。)が開催された。6.9団交において、学院が、Z 掲示板の設置場所について、1.21学院申入書のとおりになりたい旨述べたところ、組合は、Z 掲示板を11号館新 Z 掲示板設置場所に設置することは了解するので、もう1か所について、組合の希望をきいてもらいたい旨述べた。

(乙9)

(ウ) 平成17年6月20日、組合と学院との間で団交(以下「6.20団交」という。)が開催された。6.20団交において、学院は、短大部掲示板の移転先として、短大部大阪学舎2号館3階ではなく同1号館1階の講師控室内に移転とすることを提案するとともに、短大部掲示板移転の理由は旧短大部掲示板設置場所を通信教育部事務室が使用するためであり、また、大学行事のたびに学院が組合掲示物の取外しを要請し、組合が取り外す等のやり取りをしないでもいいようにす

るためである旨述べた。これに対し、組合は、新短大部掲示板設置場所はあまりに奥まったところなので移転するのであれば表立ったところにしてほしい旨述べた上で、「話し合いがつくまで（短大部掲示板を）勝手に動かさないようお願いしておきます」などと述べた。さらに、組合と学院とは、同月22日に、Z 掲示板及び短大部掲示板の設置場所について、協議する旨合意した。

（甲11、乙10、乙16、証人 C 、証人 D ）

（エ）平成17年6月22日、分会の組合員 F （以下「F 組合員」という。）と D 事務局長は、Z 掲示板及び短大部掲示板の設置場所について、協議（以下「6.22会談」という。）を行った。

6.22会談において、F 組合員は、①短大部組合事務室移転については、組合は了承している旨、②11号館新 Z 掲示板設置場所に Z 掲示板を設置することは組合として考慮する旨、③9号館新 Z 掲示板設置場所のある Z 9号館3階講師控室は、午後6時半頃に施錠されるため、開室時間が短いので問題がある旨、④ Z 掲示板を9号館新 Z 掲示板設置場所に設置するのではなく、Z 11号館2階通路に設置してもらいたい旨、述べた。

これに対し、D 事務局長は、①組合は Z 掲示板及び短大部掲示板の設置場所を学院が申し入れたとおりに了承してほしい旨、② Z 11号館の改修工事は着工しており、旧 Z 掲示板設置場所に Z 掲示板を設置することは困難である旨、③ Z 9号館3階講師控室の開室時間を延長することは可能である旨、④組合掲示板を室外に設置すると、大学行事のたびに、学院が取外しを要請し、組合が、取り外したり、覆いをしたりすることになり、建設的ではないので、室内に設置したいと考えている旨、述べた。

（乙16、証人 D ）

オ 短大部掲示板移転に係る経緯

（ア）平成17年7月11日、学院は、短大部組合事務室を、短大部大阪学舎2号館1階から同号館3階に移転した。移転に立ち会った分会の副委員長の G （以下「G 組合員」という。）は、学院の短大部事務局長 H （以下「H 事務局長」という。）に対し、短大部掲示板については旧短大部掲示板設置場所から移転しないよう求めた。

（甲11、証人 C 、証人 D ）

（イ）平成17年7月20日、学院は、旧短大部掲示板設置場所から短大部掲示板を撤去し、同月21日、新短大部掲示板設置場所に短大部掲示板を設置した。

なお、新短大部掲示板設置場所である短大部大阪学舎1号館1階講師控室は使用されない時間帯は施錠されている。

(甲11、乙6の2、乙16、証人 C、証人 D)

(ウ) 本件審問終結時において、短大部大阪学舎2号館1階の短大部組合事務室があった場所は通信教育部事務室となっており、旧短大部掲示板設置場所は通信教育部事務室の扉となっている。

(甲10、乙16、証人 D)

(2) Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関する学院の対応は支配介入に該当するかについて、以下判断する。

ア Z 掲示板について

(ア) まず、学院は1.21学院申入書が本件協定の解約予告である旨主張するので、この点について以下検討する。

前記(1)イ(イ)及びエ(ア)認定のとおり、①1.21学院申入書には本件協定を解約する旨の文言が記載されていないこと、②5.23団交において、学院が「(労働協約について)当事者が一方的に90日前3か月前に解約できる法律があるらしい」と述べたこと、がそれぞれ認められる。

これらのことからすると、1.21学院申入書には本件協定を解約する旨の文言が記載されていない上に、5.23団交における学院の発言についても、労働協約は破棄できるという一般論を述べたことは認められるものの、1.21学院申入書が本件協定の解約予告に当たる旨や本件協定が解約された旨を述べたとまでは認められない。

また、前記(1)エ認定及び後記2(1)ウ認定のとおり、5.23団交、6.9団交、6.20団交、6.22会談及び平成17年11月21日に開催された団交(以下「11.21団交」という。)において、組合又は学院が、1.21学院申入書が本件協定の解約予告に当たる旨や本件協定が解約された旨述べた事実は認められない。よって、学院は、組合に対して、1.21学院申入書を本件協定の解約の予告として提出したとはみることができず、1.21学院申入書は本件協定の解約予告とは認められない。

(イ) 次に、Z 掲示板の移転までの労使協議についてみる。

前記(1)イ(イ)、(ウ)及び(カ)認定のとおり、①学院は組合に対し1.21学院申入書によりZ 掲示板の移転を申し入れたこと、②3.14組合申入書にはD事務局長の平成17年3月15日に開催が予定されている団交への出席について善処を求める旨記載されていること、③学院は組合に対し、この記載を理由として同団交を開催しない旨の3.15通知をしたこと、④平成17年5月3日、学院はZ 掲示板を旧Z 掲示板設置場所から撤去したこと、がそれぞれ認められる。

確かに、団交開催に際して、その前日になって組合が学院の団交出席者について善処を求めたこと自体は穏当なこととは言い難いことではある。しかしな

がら、1.21学院申入書の記載のみでは Z 掲示板の移転が Z 11号館の改修工事期間中の一時的なものかどうか判然としないものであり、1.21学院申入書による学院の申入れが、改修工事終了後の Z 掲示板の設置場所をも含むものであれば、学院は、少なくとも Z 掲示板の移転前には労使協議を開催し、この点を説明するとともに Z 掲示板の改修工事終了後も含めた Z 掲示板の設置場所について組合と協議する必要があったというべきである。

しかしながら、同年5月3日に旧 Z 掲示板設置場所から Z 掲示板が撤去されるまで、Z 掲示板の移転について、組合と学院との間に労使協議が開催されておらず、学院は、Z 掲示板の移転について、組合と十分に協議したとは認められない。

(ウ) また、学院は Z 掲示板の移転は組合に不利益となるものではない旨主張するので、この点について以下検討する。

前提事実並びに前記(1)ア(イ)、イ(ア)及び(エ)認定のとおり、①旧 Z 掲示板設置場所は通路に面した場所であること、②新 Z 掲示板設置場所は講師控室内であること、③講師控室は使用されない時間帯には施錠されること、④組合は組合掲示物において、学内の問題のほか、私学助成の問題等の私立学校全体の問題についても取り上げてきたこと、がそれぞれ認められる。

これらのことからすると、Z 掲示板の移転により、学内の問題のほか、私学助成の問題等の私立学校全体の問題に関する組合掲示物について、組合員の閲覧が制限されるのみならず、組合に加入していない者についてもその閲覧が制限されることが明らかである。

そうすると、Z 掲示板の移転により、従前に比べ、組合掲示物の掲示に関し情報宣伝活動(以下「情宣活動」という。)の効果の点において、組合に不利益であることが認められる。

(エ) さらに、学院は、①旧 Z 掲示板設置場所である Z 11号館1階通路は、Z の玄関口となっており、外来者を迎え入れる場所という色彩を強めており、主として教職員を対象とする組合掲示物の設置場所としてふさわしい場所ではなくなっている、②旧 Z 掲示板設置場所はスロープに面する位置となっており、Z 掲示板の掲示物を閲覧するものがスロープ上に立ち止まることは往来の妨げになり危険である、との理由から、現在では旧 Z 掲示板設置場所に Z 掲示板を設置することはできない旨主張するので、この点について以下検討する。

確かに、前記(1)イ(キ)認定のとおり、Z 11号館の改修工事終了後に、同号館にインフォメーションが設置され、旧 Z 掲示板設置場所である同号館1

階通路にスロープ及び陶板の壁画が設置されたことが認められ、現在では Z 掲示板を旧 Z 掲示板設置場所に設置することは困難となっていることが明らかである。

しかしながら、上記学院の主張は旧 Z 掲示板設置場所に Z 掲示板を設置できない理由ではあるとしても、通路に面した場所である旧 Z 掲示板設置場所に相当する場所に Z 掲示板を設置できない理由とはならないものである。

ところで、前記(1)エ(ア)及び(エ)認定のとおり、①5.23団交において、組合が Z 掲示板を9号館新 Z 掲示板設置場所ではなく、Z 11号館2階通路に設置してもらいたい旨述べたところ、学院は「(通路には Z 掲示板を掛けるよりも、) いい絵でも掛けてるほうがずっといいですよ」などと述べたこと、②6.22会談において、組合が5.23団交と同様に Z 掲示板を Z 11号館2階通路に設置してもらいたい旨述べたところ、学院が組合掲示板は室内に設置したいと考えている旨述べたこと、がそれぞれ認められる。

これらのこと及び前記(ウ)判断からすると、学院は、Z 11号館の改修工事に伴い、Z 掲示板の移転先を検討する際に、同改修工事終了後に Z 掲示板を旧 Z 掲示板設置場所に戻すことはもとより、組合掲示物の掲示に関し組合に不利益とならないような旧 Z 掲示板設置場所に相当する場所に移転することについても、検討を行わなかったといわざるを得ない。

(オ) 以上を総合すると、学院は、Z 11号館の改修工事を機に、通常目に触れやすい旧 Z 掲示板設置場所から目に触れにくい場所に Z 掲示板を移転したものと推認せざるを得ない。

したがって、学院が Z 掲示板の設置場所について組合と十分に協議しないまま、組合掲示物の掲示に関し組合に不利益とならないような場所の検討をすることなく、Z 掲示板を新 Z 掲示板設置場所に移転したままにしていることは、組合の情宣活動などに不利益となるものであり、組合の運営に対する学院の支配介入行為であって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

イ 短大部掲示板について

(ア) まず、学院は、①本件協定は短大部掲示板の設置場所については定めがない旨、②本件協定に短大部掲示板の設置場所についての定めが含まれるとしても、4.21学院申入書が本件協定の解約予告である旨、主張するので、この点について以下検討する。

本件協定に短大部掲示板の設置場所についての定めが含まれるか否かについてみると、前提事実及び前記(1)ウ(ア)認定のとおり、本件協定締結時には既

に短大部掲示板が旧短大部掲示板設置場所に設置されていたこと、本件協定には短大部掲示板設置場所として他の場所が具体的には記載されていないこと、が認められ、本件協定にいう「K 短期大学内」における組合掲示板とは、既に設置されていた短大部掲示板であることが明らかである。

また、4.21学院申入書が本件協定の解約予告であるか否かについては、前記(1)ウ(イ)認定のとおり、4.21学院申入書には本件協定を解約する旨の文言が記載されていないことが認められ、前記ア(ア)の1.21学院申入書が本件協定の解約予告とは認められないとの判断と同様に、4.21学院申入書も本件協定の解約予告とは認められない。

(イ) 次に、短大部掲示板の移転に関する労使協議についてみる。

前記(1)ウ(イ)、エ(ア)、(ウ)、(エ)、オ(ア)及び(イ)認定のとおり、①学院は組合に対し4.21学院申入書により短大部掲示板の移転を申し入れたこと、②5.23団交において、組合が短大部掲示板を移転しなければならない理由が良くわからない旨述べたこと、③6.20団交において、学院が短大部掲示板を新短大部掲示板設置場所である短大部大阪学舎1号館1階講師控室内に設置したい旨述べたところ、組合は新短大部掲示板設置場所はあまりに奥まったところなので移転するのであれば表立ったところにしてほしい旨述べた上で、「話し合いがつくまで(短大部掲示板を)勝手に動かさないようお願いしておきます」などと述べたこと、④6.22会談において、学院が短大部掲示板の設置場所を学院の申し入れたとおり了承してほしい旨述べたこと、⑤平成17年7月11日、G組合員がH事務局長に対し、旧短大部掲示板設置場所から短大部掲示板を移転しないよう求めたこと、⑥平成17年7月20日、学院は短大部掲示板を旧短大部掲示板設置場所から撤去したこと、がそれぞれ認められる。

これらのことからすると、組合と学院とは短大部掲示板の移転について合意に達していないことは明らかであるが、組合は学院に対して短大部掲示板を移転するのであれば表立ったところにしてほしい旨述べたなど代案の提示を求めており、組合が短大部掲示板の移転をかたくなに拒否しているとは言い難い。そうだとすれば、学院は短大部大阪学舎1号館1階の講師控室以外の短大部掲示板の設置場所を提案するなど、協議する余地があったというべきである。

そうすると、学院は、平成17年7月20日に短大部掲示板を旧短大部掲示板設置場所から撤去するまでの間に組合と十分な協議をしたとは認められない。

(ウ) また、学院は、短大部掲示板の移転は組合に不利益となるものではない旨主張するので、この点について以下検討する。

前提事実並びに前記(1)ア(イ)、ウ(ア)及びオ(イ)認定のとおり、①旧短大

部掲示板設置場所は通路に面した場所であること、②新短大部掲示板設置場所は講師控室内であること、③講師控室は使用されない時間帯には施錠されること、④組合は学内の問題のほか、私学助成の問題等の私立学校全体の問題を組合掲示物で取り上げてきたこと、がそれぞれ認められる。

これらのことからすると、前記ア(ウ)判断と同様に、新短大部掲示板設置場所に短大部掲示板を設置すると、学内の問題のほか、私学助成の問題等の私立学校全体の問題に関する組合掲示物について、組合員の閲覧が制限されるのみならず、組合に加入していない者についてもその閲覧が制限されることは明らかである。

そうすると、短大部掲示板の移転により、従前に比べ組合掲示物の掲示に関し情宣活動の効果の点において、組合に不利益であることが認められる。

(エ) さらに、学院は、現在、旧短大部掲示板設置場所には、短大部通信教育部事務室入口の両開きの扉が設置されたため、短大部掲示板を戻すことはできない旨主張するので、この点について以下検討する。

確かに、前記(1)オ(ウ)認定のとおり、旧短大部掲示板設置場所は通信教育部事務室の扉となっていることが認められ、現在では、短大部掲示板を旧短大部掲示板設置場所に設置することは困難となっていることが明らかである。

しかしながら、上記学院の主張は旧短大部掲示板設置場所に短大部掲示板を設置できない理由ではあるとしても、通路に面した場所である旧短大部掲示板設置場所に相当する場所に短大部掲示板を設置できない理由とはならないものである。

ところで、前記ア(エ)及びイ(イ)判断からすると、学院は Z 掲示板について旧 Z 掲示板設置場所に相当する場所の検討すら行わなかったことと同様に、組合が短大部掲示板の設置場所について協議を求めているのにもかかわらず、組合掲示物の掲示に関し組合に不利益とならないような旧短大部掲示板設置場所に相当する場所についての検討すら行わないまま、短大部掲示板を新短大部掲示板設置場所に設置したといわざるをえない。

(オ) 以上を総合すると、学院は、通信教育部事務室の拡充を機に、通常目に触れやすい旧短大部掲示板設置場所から目に触れにくい新短大部掲示板設置場所に短大部掲示板を移転したものと推認せざるを得ない。

したがって、学院が短大部掲示板の設置場所について組合と十分に協議しないまま、組合掲示物の掲示に関し組合に不利益とならないような場所の検討をすることなく、短大部掲示板を新短大部掲示板設置場所に移転したままにしていることは、組合の情宣活動などに不利益となるものであり、組合の運営に対

する学院の支配介入行為であって、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為である。

2 争点2（ Z 掲示板及び短大部掲示板の移転後、これらの掲示板の設置場所に関する団交における学院の対応は、不誠実団交に当たるか。）について

(1) 証拠及び審査の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成17年7月27日、組合は、学院に対し、次のように記載された7.27団交申入書を提出した。

「 組合掲示板撤去に関する抗議文と団体交渉の要求について

Z 短期大学部大阪学舎にある教職員組合掲示板が、7月26日以前に組合との合意もなく撤去されていたことに強く抗議し、直ちに団体交渉を行なうよう要求する。

団体交渉の日程は書面で、8月6日までに回答を要求する。

(以下略)

」
なお、学院は、平成17年8月6日までに、7.27団交申入書に回答しなかった。

(甲8、甲11、乙16、証人 C 、証人 D)

イ 平成17年9月12日、組合は、学院に対し、次のように記載された9.12団交申入書を提出した。

「 団体交渉拒否（組合掲示板撤去）に対する抗議文

2005年7月27日付けで塚本学院理事長に提出した、組合掲示板撤去に関しての抗議と団体交渉開催の要求について、9月12日現在なんら組合に連絡がない。至急団体交渉を開催するよう強く要求する。

以上」

なお、学院は、9.12団交申入書に回答しなかった。

(甲9、甲11、乙16、証人 C 、証人 D)

ウ 平成17年11月10日、組合は、学院に対し、「要求書」として、年末一時金及び年度末一時金の要求とともに、 Z 掲示板及び短大部掲示板を元に戻すことなどを要求する文書を提出し、同月21日、組合と学院との間で上記「要求書」に基づく11.21団交が開催された。

11.21団交において、組合は、 Z 掲示板及び短大部掲示板の設置場所については本件協定を締結している旨、また、 Z 掲示板及び短大部掲示板を移転する理由が組合掲示板を撤去するための口実であるように感じる旨、述べた上で、通路に設置されていた組合掲示板は、移転したとしても通路に設置してもらいたい旨述べた。これに対し、学院は、 Z 掲示板を新 Z 掲示板設置場所に、短大部掲示板を新短大部掲示板設置場所に設置したままにしたい旨述べ、組合の要求は持

ち帰って検討する旨述べた。

(乙11、乙14、乙16、証人 C、証人 D)

(2) Z 掲示板及び短大部掲示板の移転後、これらの掲示板の設置場所に関する団交における学院の対応は、不誠実団交に当たるかについて、以下判断する。

ア 学院は、7.27団交申入書及び9.12団交申入書による組合の団交申入れに応じなかったのは、5.23団交、6.9団交、6.20団交等において、Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関して誠意をもって組合と協議をしており、7.27団交申入書及び9.12団交申入書の団交議題がこれらの団交における議題と重複することが明らかであったからである旨主張するため、以下検討する。

(ア) 前記1(1)エ認定のとおり、Z 掲示板の設置場所について、組合は、①5.23団交において、9号館新 Z 掲示板設置場所ではなく、Z 11号館2階通路とすることを提案したこと、②6.9団交において、2か所の設置場所のうち、1か所については了解するので、もう1か所について組合の希望を聞いてもらいたい旨述べたこと、③6.22会談において、9号館新 Z 掲示板設置場所ではなく、Z 11号館2階通路に設置してもらいたい旨述べたこと、が認められ、学院は、④5.23団交において、新 Z 掲示板設置場所に設置したい旨述べたこと、⑤6.9団交において、1.21学院申入書のとおりにしたい旨述べたこと、⑥6.22会談において、学院が申し入れたとおりに了解してもらいたい旨述べたこと、が認められる。

これらのことからすると、前記1(2)ア(イ)判断のとおり、学院は組合と十分に協議しないまま Z 掲示板を旧 Z 掲示板設置場所から撤去したばかりか、旧 Z 掲示板設置場所から撤去した後の団交等において、組合が譲歩の余地を示しているにもかかわらず、学院は当初の自らの主張を繰り返すのみであり、組合に対し誠実に対応したとは認められない。

また、前記1(2)イ(イ)判断のとおり、短大部掲示板の移転についても、学院は組合と十分な協議を尽くしていたとは認められない。

以上のとおりであるから、5.23団交、6.9団交、6.20団交等において、Z 掲示板及び短大部掲示板の設置場所について、学院は組合に対し誠実に対応しているとはいえない。

(イ) 加えて、前提事実並びに前記1(1)オ(イ)、2(1)ア及びイ認定のとおり、①平成17年7月20日、学院は、旧短大部掲示板設置場所から短大部掲示板を撤去し、同月21日新短大部掲示板設置場所に短大部掲示板を設置したこと、②組合は、学院に対し、Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関して、7.27団交申入書及び9.12団交申入書により、団交開催を求めたこと、がそれぞれ認められ

る。

これらのことからすると、上記(ア)判断及び前記1(2)イ(イ)判断のとおり、組合と学院は短大部掲示板の移転について協議の余地があったのにもかかわらず、学院は、6.20団交後の平成17年7月20日に、短大部大阪学舎2号館1階に設置されていた短大部掲示板を撤去しており、組合が、7.27団交申入書及び9.12団交申入書により、Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関する団交を申し入れた際には、5.23団交、6.9団交、6.20団交及び6.22会談等において組合と学院との間で話し合われたときとは異なる新たな事情が生じていたというべきである。

(ウ)したがって、学院が7.27学院申入書及び9.12学院申入書に応じなかったことは、団交を拒否したものといわざるをえず、上記学院の主張は採用できない。

イ なお、学院は、11.21団交において Z 掲示板及び短大部掲示板の移転に関して交渉がなされたため、すでに救済の利益はない旨主張する。

しかしながら、前記(1)ウ認定のとおり、11.21団交において、学院は、Z 掲示板を新 Z 掲示板設置場所に、短大部掲示板を新短大部掲示板設置場所に設置したままにしたい旨述べたことが認められるものの、前記1(2)判断からすると、学院が、旧 Z 掲示板設置場所から Z 掲示板を移転したままにしていること及び旧短大部掲示板設置場所から短大部掲示板を移転したままにしていることは、それぞれ不当労働行為に該当するものであり、11.21団交における学院の対応は、旧 Z 掲示板設置場所から Z 掲示板を移転したままにすること及び旧短大部掲示板設置場所から短大部掲示板を移転したままにすることを説明したものに過ぎないものであって、少なくとも誠実に団交がなされたとまではいえず、上記学院の主張は採用できない。

ウ 以上を総合すると、7.27団交申入書及び9.12団交申入書に対する学院の対応は、正当な理由のない団交拒否というべきであって、労働組合法第7条第2号に該当する不当労働行為である。

3 救済方法

(1) 組合は、組合掲示板の原状回復を求めるが、前記1(2)イ(キ)及びオ(ウ)認定のとおり、旧 Z 掲示板設置場所付近に陶板の壁画が設置され、旧短大部掲示板設置場所に扉が設置されていることが認められることからすると、主文1のとおり命じるのが相当であると考ええる。

(2) 組合は、Z 掲示板及び短大部掲示板に関する誠実団交応諾をも求めるが、主文1及び主文2をもって足りると考える。

(3) 組合は、陳謝文の掲示を求めるが、主文2をもって足りると考える。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条の12及び労働委員会規則第43条により、主文のとおり命令する。

平成19年6月12日

大阪府労働委員会

会長 若 林 正 伸 印